

令和7年4月11日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
加 納 康 至
(公印省略)

外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について（情報提供）

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会から標記について通知がありました。

本通知は、利用者と介護者が1対1で業務を行うことを基本とし、適切な指導體制の確保、権利保護、在留管理の観点に十分配慮する必要があることから、訪問系サービスにおける従事が認められていなかった、EPA介護福祉士候補者や、技能実習および特定技能の在留資格で介護業務に従事する外国人について、令和6年6月に公表された「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」中間まとめにおいて、外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、一定の条件の下で訪問系サービスへの従事を認めるべきとの結論がなされたこと等を踏まえ、技能実習および特定技能の在留資格で介護業務に従事する外国人について、令和7年4月より順次、一部の訪問系サービスの従事を認めることとされ、受入事業者の遵守事項等、厚生労働省より通知等が出されたこととお知らせするものです。

EPA介護福祉士候補者の従事については、必要な調整が終了し次第、改めて通知される予定です。

また、外国人介護人材の従事が可能となる訪問系サービスのうち、障害福祉サービス等の訪問系サービスに従事させる場合には、「障害福祉サービス等における外国人介護人材の訪問系サービス従事の留意点について（令和7年3月31日付け社援発0331第41号、障発0331第4号、こ支障第89号）」通知を参照していただきたいとのことです。

なお、添付資料はデータ量が大きいため、各種通知や様式等の詳細は、下記厚生労働省ホームページをご覧ください。

「外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56271.html

貴会におかれましても本件をご了知の上、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- 外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について（令 7.3.31 社援発 0331 第 40 号、老発 0331 第 12 号 厚生労働省社会・援護局長、老健局長通知）
- 「外国人介護人材の訪問系サービス従事における留意点について（令和 7 年 3 月 31 日付け社援発 0331 第 40 号、老発 0331 第 12 号）に関する Q & A
- 障害福祉サービス等における外国人介護人材の訪問系サービス従事の留意点について（令 7.3.31 社援発 0331 第 41 号、障発 0331 第 4 号、こ支障第 89 号 厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長、こども家庭庁支援局長通知）
- 外国人介護人材の訪問系サービス従事に係るキャリアアップ計画等の取扱いについて（令 7.3.31 社援基発 0331 第 4 号 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）
- （参考）改正の概要に関する資料
 - ・外国人介護人材の訪問系サービスへの従事について
 - ・外国人介護人材の訪問介護等訪問系サービスへの従事について
 - ・第 118 回社会保障審議会介護保険部会 資料 3 一部抜粋
 - ・第 146 回社会保障審議会障害者部会 資料 2 一部抜粋

<担当> 大阪府医師会介護福祉課(吉田・松岡)
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737
E-mail: n-matsuoka@po.osaka.med.or.jp